

医療法人尚徳会 令和4年度 男女の賃金差異

公表日：令和5年6月15日

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	59.2
うち正規雇用労働者	60.0
うちパート・嘱託職員	44.5

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金：基本給、諸手当、賞与、超過労働に対する報酬を含み、退職手当は含まない。

正規雇用労働者：常勤職員

パート・嘱託職員：パート職員・嘱託職員を含み、派遣社員を除く

差異についての補足説明

- ・女性労働者は多数を占めるが、医師の多くが男性労働者のためこの数値となる。